

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

アナーバー公立学校の児童生徒、父母、地元の皆様、

皆さんやお子さんが、校舎に一步踏み入れるたびに私たちに寄せてくださる全幅の信頼に、教職員一同大変感謝しております。私たちは、安全で実りある学習の場を提供するよう、努力を重ねております。児童生徒、父母、地元の皆さんにも、その責任を共に担っていただくようお願いいたします。

以下のページには、児童生徒としてふさわしい行動規約と、全校児童生徒に公正かつ公平な扱いを期する、規律規約と対処について記載してあります。これらの規約と対処は、協力的な問題解決を重視したもので、生徒やおとなたちにとって、怒りや対立をいかに制御するかという、生涯にわたって役立つ手段を身に付ける機会となることでしょう。

私たちは、いつも児童生徒を主眼に、先手を打つ姿勢です。連邦法と州法を順守し、ご家庭や自治体、そして警察など司法機関と共に、児童生徒の安全と福利を提供していきます。

皆さんの支援をどうぞよろしく申し上げます。

アナーバー公立学校

注:この冊子の記載内容は、教育理事会規約より編集しました。教育理事会規約など詳細については、学校のウェブサイトをご参照ください。
www.a2schools.org

差別禁止声明

すべての教育活動や学校活動において、いかなる者も、人種や肌の色、性別、宗教、信条、政治的信念、年齢、国籍、言語の違い、性的志向、性的自己同一性、性的表現、社会的地位、身長、体重、婚姻、家族的事情、障害を理由に、参加を否定されたり、利益享受を拒否されることはない。

規律について

アナーバー教育理事会は、学びの場として、全児童生徒と教職員の安全と福利を確立した学校環境を保証することを使命としています。この目標を達成するために、学校区には、父母や保護者、自治体の協力が必要です。

学校区の教職員は、児童生徒が自尊心と達成感を高めるよう、学業と品行の育成に努めています。児童生徒は、自分の行動に責任を持ち、共に品位を保ち尊重しあうことが求められます。

児童生徒は、数々の恩恵を受けるだけでなく、学ぶことを大事にする環境を維持するよう協力が求められます。学校と家庭の強力な絆が、規律問題の予防と解決には不可欠です。この連帯が、実りある学習環境を保ち、子供たちの自主性と学業の向上をもたらします。

児童生徒と父母は、この「権利と責任」冊子に明記された違反行動は、規律対処の対象になることを認識しておく必要があります。懲罰を必要とする場合は、違反行動の内容に見合い、法に則したもので、学校区が教育目標を推進するために妥当で必要な範囲とします。

児童生徒の表現の自由に関する学校区の観点

児童生徒の表現の自由は、アメリカ合衆国憲法の第一修正事項によって保護されています。児童生徒には、社会的、政治的、宗教的に大切な事について、校内で開放的に表現する権利があります。しかし、学校活動の秩序ある遂行の妨害となったり、学校の基本的な教育使命に反するような表現は禁止です。教師や職員は、正当な教育的問題があったとした場合、学校集会や、学校新聞、演劇活動他、学校が主催する活動における生徒の言動や、文章の内容、形式を編集してよいことになっています。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

父母にできること

児童生徒の学業の進歩には、**学校と父母の強い協力体制が不可欠**です。日頃から、教師や校長との面談や父母会活動、オープンハウス他の課外活動を通じて、教職員と面識をもっておいください。父母と教職員が密な連携を築くことで、ほとんどの品行問題を未然に防ぎ、児童生徒の育成において協力が可能になります。

規律問題とその解決については、発生時点で声を上げ問いかけるべきです。

特定クラスの児童生徒の規律に関する問題は、そのクラスの担任に知らせてください。それで満足を得られない場合は、その児童生徒のカウンセラーやアドバイザー、あるいは校長と相談してください。通常、問題は学校内で解決されます。

不満が残る場合は、6年以上の中高生の場合は中高教育部の副教育長(994-2315)、キンダーから5年生までは小学部の副教育長(994-2252)まで連絡して下さい。

児童生徒の健全が最優先ですが、共に責任を担うことも重要です。例えばマッチやナイフなど何か危険物や怪しいものを見つけた場合や、それらを所持する児童生徒を見かけたらどうするべきか、ご家庭でお子さんと話し合っておきましょう。危険物や危険行動については、即刻おとなに告げるようお子さんに指示してください。

各学校で必要と判断した場合、職員が補足的な規則や対処を定めることもあります。しかしながら、この冊子にある英語版の規約と対処が正式で、補足的規則が取って代わったり打ち消したりすることはありません。

家庭教育権利と個人情報保護法について

家庭教育権利と個人情報に関する連邦法(FERPA)に則り、アナーバー公立学校では、一部例外を除き、児童生徒の教育記録にある個人を特定できる情報を開示する際、事前にて親の同意書を得る決まりになっています。しかし、あらかじめ非公開を希望する所定の通知が学校区に提出されていない場合、アナーバー公立学校は、同意書なしに、適時名簿情報を公開することがあります。名簿情報の主な使途は、児童生徒の教育記録にある氏名などの情報を、次の例のような学校印刷物に記載することです。

- ・ 演劇プログラムに子供の役柄を記載する
- ・ イヤーブック (アルバム)
- ・ 優等生名簿他、受賞者リスト
- ・ 卒業式プログラム
- ・ スポーツ活動における配布物 (例えばレスリング選手の身長体重など)

名簿情報とされるのは、公表してもプライバシーの侵害や支障にならないと一般的に判断される内容の情報で、事前に父母の同意書なしに、外部団体に開示される場合もあります。外部団体には、卒業記念指輪やアルバム業者などがあります。さらに、1965年制定の小中高学部教育法のもとに援助をうけている地方教育機関(LEA)は、二連邦法により、要請があれば、米軍徴募局に、名簿にある氏名、住所、電話番号の三つの情報を提出する定めになっています。ただし、父母がLEA宛てに、同意書なしにこれらの情報を開示することを望まない旨、通知済の場合を除きます。*

記: 学年変更については、いずれも校長に一任され、その見解が最終判断とされる。

アナーバー公立学校が、同意書なしに教育記録にある児童生徒の情報を開示することを望まない方は、毎新学期9月末までに書面で学校区に通知する必要があります。各学校が「公開許可書」の用紙を家庭に配布し、名簿情報の公開、非公開の意思表示を提出してもらうことになっています。アナーバー公立学校が名簿情報とみなすのは、児童生徒の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、写真、誕生日と誕生地、主な学習分野、在籍年月日、学年、課内外活動やスポーツ、チームスポーツ選手の身長、体重、学位、優等生、賞、最近在籍した学校や機関名を指します。

注* 教育文書ESEA(20U.S.C.7908)の9528章の「2001年おちこぼれをなくす制定法(P.L.107-110)」による修正版、米軍の財源確保法案10U.S.C.503の2002会計年度全国防衛権法544章による修正版

FERPA 学年変更手続き

もし児童生徒/父母/保護者が、学年の不適合を疑う場合は、まずその学年を決めた教師に相談してください。

満足できる解決が得られない場合は、在籍する学校の校長に、学年を変更する必要があるという明確な理由を告げて検討を依頼してください。

それでも不満が残る場合は、学校区の学年抗議審議に照会される場合があります。

学年抗議審議団は、クラスや学年配置問題を検討するために召集されるもので、AAPS Deputy Superintendent for Instruction (アナーバー公立学校教務担当副教育長)、2555 S. State Street, Ann Arbor, MI 48104 まで書面で要請する。学年抗議審査団は、学校長、教師、教育理事2名からなり、中高学部担当副教育長(6年~12年生)もしくは小学部担当副教育長(キンダー~5年生)が議長を務める。審議団による決断は、最終判断とみなされる。

権利と責任 — 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

権利

児童生徒の権利

- ・ 積極的な雰囲気の中で勉学する — 偏見がなく、批判されず、先入観や差別、言動的/身体的な威嚇や虐待が一切ない学習の場であること。
- ・ 校則が普遍的、公平、公正に守られること。
- ・ 教育に関する心配事は、教職員に相談し助けを得る。
- ・ 「権利と責任」の冊子の配布を受ける。
- ・ 差別なく公正な規律対処を受ける。
- ・ 自分の生徒記録の内容を知る。
- ・ 学習目的でコンピューター等の機器を利用する。

父母/保護者の権利

- ・ 児童生徒の成績と出席状況に関し正式報告を受ける。
- ・ 教師、カウンセラーや校長に面談を要請し、叶えられる。
- ・ 児童生徒の成績や規律対処について、教師から説明を受ける。
- ・ 自分の子供に関する全ての学校記録を読む。

学校教職員の権利

- ・ 積極的な雰囲気での学習と教鞭の場で働く。
- ・ アナーバー学校区との間で交わされた集団交渉合意に概要があるとおり、学校理事会の規則に則って生徒に懲罰を処す際、支援を受ける。
- ・ 言動的/身体的威嚇や虐待のない雰囲気や教鞭で働く。
- ・ 教職員と児童生徒が、規則を守ること。
- ・ 学級や学校での支障事に関する会議や聴取に、適切な場合は同席する。
- ・ アナーバー学校区の規則や集団交渉合意事項、州の法令として認められ表記された追加的権利を受ける。

以下のページに列記した違反行為は、代表的又は実例的なもので、違反はこれに限ったものではありません。ここに記載されてなくても、不適切な行動を取った児童生徒は、規律対処の対象になります。

責任

児童生徒の責任

- ・ 精勤に学校に通い、時間通りに登校し、必要なものを持参し、授業に取り組み課題をやり遂げるようにする。
- ・ 成績向上に努める。
- ・ 他の児童生徒、父母、教職員、訪問者、来客、学校周辺の人々の権利、感情、所有物を大切にす。
- ・ 学校の敷地、スクールバス内やバス停、学校関連の活動中、教室では態度良くし、他の児童生徒が学習する権利を侵害しない。
- ・ 届け済みの欠席や停学中の履修内容の補習をする。
- ・ 学校と学校区の規律指針に従う。
- ・ この冊子の内容を読み、質問して、理解する。
- ・ 学校区のコンピューター環境使用者合意に署名し、決まりに従い適切な方法でコンピューターを使用する。

父母や保護者の責任

- ・ 教職員と連帯し、生徒の向上に役立つ考えを共有し、規律問題の事前防止や解決のため助力する。
- ・ 児童生徒の健康と、心身の健全のための管理をし、時間通りに精勤に登校させるよう責任を持つ。
- ・ 児童生徒の遅刻や欠席時は、理由を学校に遅延なく連絡する。
- ・ 州の学校安全法に目を通し、子供と話し合う。
- ・ 学校と学校区の規則に従うよう、生徒に働きかける。
- ・ 子供の、学校外でのインターネットやソーシャルネットワーク使用を監視する。

学校教職員の責任

- ・ 学級で児童生徒に求められる態度と成績を定め、書き出して説明し、実施する。
- ・ 規律問題を防ぐため、父母と協力して取り組む。
- ・ 父母/保護者に児童生徒の進歩、態度、出席状況について報告する。
- ・ 必要に応じて、児童生徒を他の教職員やプログラムにひきあわせる。
- ・ 正確な児童生徒の記録を保つ。
- ・ 基本合意や学校区の規則や方針、学校の対処法に従って、校舎や敷地内における児童生徒を監督する。
- ・ 児童生徒、父母、教職員の守秘に留意し保護する。
- ・ 児童生徒の健康、安全、福祉を保護する。
- ・ 州法に則り、規律対処を記録する。

複数の違反を犯した者は、それぞれ単独で罰せられるのではなく、累計してさらに厳しい処分を受けることに留意してください。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

規律規定と対処

当規律規定は、校内、学校時間内、学校主催の活動における全ての生徒を対象に、また、場所や日時に問わずその生徒の行為が学校の秩序と規律を保つ上で、あるいは生徒や教職員の安全と福祉を保つ上で直接的、即時的影響を与える場合に適用される。懲罰は累積され、それぞれの対処レベルは、その前の対処を加えたものである場合もある。例えば、けんかを咎められた生徒が、その学年度に違反を繰り返した場合、複数の違反を累積した処分が科される。学校管理責任者には、生徒の年齢や違反歴などを考慮して対処を決定する権利を有す。

I. 出席と時間順守	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. 無断欠席+
B. さぼりぶらつく
C. 指定場所以外や禁止場所に立ち入る+
D. 出席と時間順守

II. 適切な教育環境	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. 不従順/公然な反抗/意図的な不服従
B. 下品/卑猥な言葉使いや態度
C. 不正直な学習態度 (カンニング/盗作)
D. 教職員への妨害+
E. ふさわしくない服装
F. 妨害行為
G. 偽造、作り話+
H.ロッカーなどへの不適切な表示/画像
I. 賭け事
J. 煽動/挑発

III. 規制薬物/酒類 対処レベル	対処レベルについて(15参照)				
	1	2	3	4	5
A. タバコ類や喫煙関連品の所持や使用+
B. アルコールやその他違法または無認可薬品、吸引物、麻薬、麻薬関連品、覚せい剤の所持や使用+
C. 酒類やその他不正または無認可薬品、吸引物、麻薬、麻薬関連品、覚せい剤の販売や配布++

IV. IT関連	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. パスワードの不適切な使用
B. ファイルに不正アクセスする
C. インターネット(ウェブサイト)、電子メールSNSの不適切使用
D. ソフトウェアの不適切または不正使用
E. 学校区ITの不正使用と不適切使用
F. 個人情報権

V. 所有物の保護	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. 窃盗+
小学生
中高生
B. 盗品の所持+
小学生
中高生
C. 破損、著しい破壊行為++
D. 物品の故意的誤用
E. 火災報知機のいたずら++
F. 校舎侵入++

VI. 心身の安全と健全の保護	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. 言葉による恐喝*
B. 危険な武器の所持+**

VI. 心身の安全と健全の保護(続)	対処レベル				
	1	2	3	4	5
C. その他の武器の所持++
D. 爆竹や爆発物の所持や使用
E. 武器や危険具を使ったおどし++
F. 武器の使用++
G. 合法的用具の武器使用とおどし++
H. 身体的攻撃
I. けんか+
小学生
中高生
J. 身体的恐喝++
K. 性犯罪行為++***
L. 合意の上の性的いたずら++
M. 相手の意に反する迷惑な性的身体接触+
N. 無理強い++
O. いじめ防止のポリシー違反
P. 強盗++
Q. 無謀運転++
R. 爆弾予告やそれに類するおどし++****
S. 放火未遂、ぼや、放火++*****
T. 嫌がらせ防止の規則違反+

VII. 執拗な不服従	対処レベル				
	1	2	3	4	5
A. 執拗な不服従とは、意図的に「AAPS権利と責任」にある違反行為を重ねること

+ 校長は地元や州の警察に照会することもある。
 ++ 校長は余儀なく地元や州の警察に問い合わせなければならない。生徒の処罰についてはすべてPowerSchool上に報告される。深刻な違反や度重なる違反行為については、この表にあるレベル以上の対処になる場合もある。アナバー学校区は、生徒の転校や配属を変更する権利を保持する。
 *6年生以上に在籍する生徒が口頭による恐喝をした場合、状況によっては、州法MCL 380.1311(2)により停学や退学に処する。
 **危険な武器とは、拳銃(スターターガンを含む)などあらゆる起爆性や破壊力のある装置、あらゆる爆発物、発火物、毒ガス爆弾、手投げ弾や催涙弾、4オンス以上の発射推進剤が充填されたロケット、0.25オンス以上の起爆/発火力を充填したミサイル、地雷類、刀剣、短剣、短刀、鋸刀、7.5cm以上の刃付ナイフ、開閉式小刀、鉄棒、金属製の拳当て等、合衆国犯罪法18 USC921で禁じられた全ての武器類。また、痛みや苦痛を生じるあらゆる電気装置も同様に武器とみなされる。危険な武器の所持は永久退学に処する事が、州法で定められている。その他の武器には、傷害、身体的苦痛や危害を及ぼせる目的の器具や物品とそれらの複製、模倣、偽造品を含む。「その他の武器」には、そのもの自体が上記に定義された武器とはみなされない物でも、生徒が他人を傷つけたり危害を及ぼせる目的で所持あるいは使用するものを含む。化学物質や有毒物質、例えばメースや防犯スプレー等も含まれる。
 ***性犯罪行為は州法MCL 380.1311(2)により、復学の可能性のある永久退学に処する。
 ****6年生以上に在籍する生徒が、校舎や学校所有物/地や学校関連行事に対し爆破予告やそれに類する脅しをした場合、州法MCL 380.1311a(2)により、停学あるいは退学に処する。
 *****ミンガン州刑法MCL 750.71 から750.80のX章に反する重罪にあたる放火は、改訂版学校規則 MCL380.1311(2)の1311(2)項に従い、復学の可能性のある永久退学になる。

注：放火、性犯罪行為(強姦)、武器の使用又は所持、身体的あるいは口頭による恐喝を犯した生徒は、州法により、警察、検察、WISD(郡中間学区)と州に通告される。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

禁止行為と対処

他教育機関での過去の違反行為

アナーバー公立学校に入学を希望する者で、以前に他教育機関で違反行為に関わり長期停学か退学処分になったか、他教育機関で違反行為の申し立てを受けながら処分が確定するまでに中退した者は、アナーバー学校区から停学もしくは退学処分の対象になりうる。「違反行為」とは、この冊子に表記されたものと他教育機関で規定された違反行為の両方をさす。「権利と責任」の冊子(長期停学または退学)の対処レベル4または5に該当する場合、入学を許されても、教育長かその代理の聴取を受けるまで、停学処分となる。性犯罪行為、放火、1976年制定学校法の改訂版 MCL 380.3, 1313;MSA15.41311, 41313 の1311 項と1313 項に定義された武器禁止域での危険な武器の所有を理由に他教育機関で退学になった生徒や、アナーバー公立学校に入学以前の同等の違反が、アナーバー教育理事会により明らかにされた生徒は、当学区内の学校への入学を認めない。ただし、例外は1976年制定学校法の改訂版 MCL 380.1311(5);MSA15.41311(5)の1311(5)項にあるとおり。「他教育機関」はMCL37.140 lに定めたのと同義とする。

規律対処レベルについて

一般条件: 学校管理責任者または代理は、次に列記するうち、単独か複数の組み合わせで対処する。適切な対処だけでなく、父母/保護者と生徒を交えた面談、手紙、電話で連絡しなければならぬ。これらの連絡では、生徒の成績、違反行為、そして今後同様な事態が起きた場合の対処について話し合わなければならぬ。生徒は学習を続けることが許される。

対策の第一段階では、生徒を交えて、生徒の成績、不適切な行動について話し、今後の同様な状況でいかに行動するか両者が同意する。

注意: 違反を重複したら、それぞれ単独ではなく、累計した対処となる。各対処レベルは、ひとつ下のレベルの因果関係と処分を含む場合がある。定義については末尾を参照。

この冊子にある規律対処は、特別教育生を含む全生徒を対象にしたものだが、特別教育生の特異な状況や連邦法と州法により、特別教育の生徒に対する規律対処は、通常教育の場合とは幾分異なるものとなる。特別教育生の停学と退学処分の項を参照。

対処レベル 1

教師と生徒による面談 態度の変化、「トラベルカード」導入、いさかしの対策法を身に付ける指導についての話し合い。

生徒との約束書 生徒を交えて、態度改善に向けた段階的対策とその点検日、そして約束を守らなかった場合どうなるかを決めた文書。

父母/保護者への連絡 問題行動、その対処と、以後求められる行動改善と必要な経過観察について、電話か手紙で父母/保護者に通知。

教職員、父母/保護者、生徒を交えた話し合い 教職員、父母/保護者、生徒を交え、生徒の成績、ふさわしくない行為、より良い態度、今後の態度について、面談もしくは電話で話し合う。

生徒への正式な警告 決められた期間内に同様の違反を繰り返した場合の対処についての通知書。コピーを親/保護者に送付し、記録ファイルにも保存する。

外部機関への照会 要注意の行動が見られたら、学校管理責任者単独か、職員と父母/保護者と生徒と相談の上取る対処。

特別プログラム 以後同様の状況でより良い行動がとれるよう、自覚を促し知識やスキルを養う目的で課する指導やプログラム。

生徒向上チームへの照会 該当生徒に役立つ情報やアドバイスを提供する、学校職員からなる生徒向上チーム。カウンセリング、教室での介入、診断や査定、学校内での支援グループ活動への参加などがある。

「タイムアウト」 あらかじめ設定した約束に従って、生徒を教室内や校内の指定の場所に行かせる制度で、教職員が世話役となる。

課外活動への参加制限 特定期間、生徒に課外活動への参加を認めない処置。

授業への参加制限 違反生徒から、1授業日、特定の授業を受ける権利を取り上げる。この間、代替の補習と場所が提供される。

その他学校で認可された対処 各学校の規律管理案に沿って実行される、地域奉仕活動など、学校区の規則と管理法に則した適切な対処。

始業前又は放課後の拘束 授業前か放課後、最長一時間、学校に居残ることを科する。事前に親に通知し、拘束中の生徒は全員、教職員の監督下におかれる。

1 授業日停学 州法に従い、1 授業日または1 科目または1 活動時間、該当生徒は参加が許されない。停学時間は加算され、6 時間で1 授業日と数える。特別教育生は、IEP(個人的教育計画)会議が開かれるまで10日間停学にされた場合の、1日と数えられる。どの生徒に対しても、担任が一学年度にひとりの生徒に科することができる最大10日のうちの1日と数えられる。

1~5 日間の停学 非公式の聴取後、管理者が、授業や学校活動への参加を1~5 授業日間認めない処分にする場合がある。理由のある欠席の場合と同様、宿題や補習の機会が与えられる。

校内停学 (5 日間以内) 非公式の聴取後、最長連続5 授業日通常授業に参加させず、特別プログラムを科す場合がある。

許可されていない所持品の没収 学校管理責任者と教員は、学校時間中生徒が所持を禁止されている物、例えば携帯電話、iPods、たばこ、ラジオ、テープレコーダー、ポケットベル、レーザーポインター等の電気機器などを没収できる。生徒は没収品の回収について説明を受ける。

弁償/弁済責任 生徒の行為が学校区の所有物に破損、破壊、紛失を生じた場合、父母/保護者と生徒は、修理もしくは代替にかかる費用の負担を求められる。弁償あるいは弁済の条件は、学校もしくは学校区の職員が決める。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために 規律対処レベルについて(続)

対処レベル 2

一般条件: 管理責任者または代理は、次に列記するうち、単独か複数の組み合わせで対処する。適切な対処だけでなく、父母/保護者と生徒を交えた面談、手紙、電話で連絡しなければならない。これらの連絡では、生徒の成績、違反行為、そして今後同様な事態が起きた場合の対処について話し合わなければならない。生徒は学習を続けることが許される。

注意:注意:違反を重複したら、それぞれ単独ではなく、累計した対処となる。 各対処レベルは、ひとつ下のレベルの因果関係と処分を含む場合がある。定義については末尾を参照。

酒類や麻薬問題の審査と更生対策について
規制薬物とその規律対処についての章を参照。

警察への照会 校則と犯罪法の重反行為は、通常警察の担当官に問い合わせる。アナーバー市との合意により、アナーバー公立学校における市警察署の管轄として、親への通告、聴取、捜査や逮捕といった業務は、アナーバー警察署の担当となる。

弁償/弁済責任 対処レベル1と同じ
校内停学 対処レベル1と同じ

学校からの追放:

緊急追放 生徒の存在が人や物に直接危害を及ぼす場合は、非公式の聴取前に学校管理責任者が学校からの追放を決定することがある。追放から3日以内に、非公式の聴取がなされなければならない。

警察による追放 校則と犯罪法の重反行為は、警察の担当官に問い合わせる。アナーバー市との合意により、アナーバー公立学校における市警察署の管轄として、親への通告、聴取、捜査や逮捕といった業務はアナーバー警察署の担当となる。

6~10日間の停学 学校管理者による非公式な聴取後、生徒が授業などあらゆる学校行事に参加する権利を、6~10日間認めない対処。退学中は、理由のある欠席の場合と同様、宿題など補習の機会が与えられる。

保護観察 停学を経て復学する際の過程で、態度に関する契約書、生徒が特定の行事/活動、例えば、演劇、スポーツ、学校主催の組織、集会、学級会などの活動から、限定期間/時に参加を制限することなどが含まれる。

対処レベル 3

一般条件: 管理責任者または代理は、次に列記するうち、単独か複数の組み合わせで対処する。適切な対処だけでなく、父母/保護者と生徒を交えた面談、手紙、電話で連絡しなければならない。これらの連絡では、生徒の成績、違反行為、そして今後同様な事態が起きた場合の対処について話し合わなければならない。生徒は学習を続けることが許される。

注意:注意:違反を重複したら、それぞれ単独ではなく、累計した対処となる。 各対処レベルは、ひとつ下のレベルの因果関係と処分を含む場合がある。定義については末尾を参照。

特定プログラムへの参加を科した停学処分

麻薬/酒類の2度目の所持、あるいは初回の販売や受け渡し。規制薬物の項を参照。

警察への照会 対処レベル2と同じ
弁償/弁済責任 対処レベル1と同じ

半学年度以内の停学と処遇替え 停学は11日以上半学年度以内に及ぶ場合がある。責任者が長期停学処分とし、校長または学校管理者に委ねる。該当生徒は、授業への参加、学校敷地内への立ち入り(校内停学を除く)、あらゆる課外活動への参加が許されない。

特別教育を受ける生徒は、個人的教育計画(IEP)/障害関与審査(MDR)会議を開くことなく、校内停学を含むのべ10日間以上の停学処分にはならない。特別教育生の停学と退学処分に関する項を参照。

対処レベル 4

一般条件: 学校責任者または代理は、次に列記するうち、単独か複数の組み合わせで対処する。適切な対処だけでなく、父母/保護者と生徒を交えた面談、手紙、電話で連絡しなければならない。これらの連絡では、生徒の成績、違反行為、そして今後同様な事態が起きた場合の対処について話し合わなければならない。生徒は学習を続けることが許される。

レベル4の規律対処に該当する違反は、いずれも停学か長期停学処分の可能性がある。レベル4の違反行為があったら、緊急追放が必要な場合以外は、停学処分にする前に、非公式な聴取を経なければならない。

この冊子にある規律対処は、特別教育生を含む全生徒を対象にしたものだが、特別教育生の特異な状況や連邦法と州法により、特別教育の生徒に対する規律対処は、通常教育の場合とは幾分異なるものとなる。

注意:注意:違反を重複したら、それぞれ単独ではなく、累計した対処となる。 各対処レベルは、ひとつ下のレベルの因果関係と処分を含む場合がある。定義については末尾を参照。

長期停学もしくは配属替え(半学年度以上180日以内) 停学に及ぶ行為をした場合、校長か他の学校管理者が調査し、生徒と親を交えて、告発内容と懲罰を伝えるための会議を持つ。生徒は証拠や証人を提示する権利を有する。

学校管理者責任は、10日以上停学処分になった生徒に対し、代替学習の場を提供する場合がある。対処を担当する管理者が、代替クラスの手配について説明する。生徒か父母/保護者は、停学期間終了日の30授業日前から、復学願を出せる。停学あるいは退学処分後に再入学するに先立ち、復学委員会で聴取会が招集される。復学願は、教育長宛 2555 S. State Street, Ann Arbor, MI 48104、に書面で提出されなければならない。麻薬関連による半学年度停学からの復帰は、認可された麻薬リハビリプログラムを終了したことが条件になる。

復学委員会は、理事2名、学区内に子を持つ親1名、学校区の担当者と教師1名ずつを含む。委員会は教育長に対し、復学の賛否について進言する。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために 規律対処レベルについて(続)

対処レベル 5

一般条件: 管理責任者または代理は、次に列記するうち、単独か複数の組み合わせで対処する。適切な対処だけでなく、父母/保護者と生徒を交えた面談、手紙、電話で連絡しなければならない。これらの連絡では、生徒の成績、違反行為、そして今後同様な事態が起きた場合の対処について話し合わなければならない。生徒は学習を続けることが許される。

注意:注意:違反を重複したら、それぞれ単独ではなく、累計した対処となる。 各対処レベルは、ひとつ下のレベルの因果関係と処分を含む場合がある。定義については末尾を参照。

退学処分 教育理事会は、学校区の教育プログラムからの除籍は最も深刻な処分であり、退学処分は、子供から教育を受ける権利を剥奪するという認識から、正式な法手続きなしに生徒を強制的に退学させることはない。教育理事会は、理事会のみが退学処分を下す立場にあるとするが、理事会の決定が州法により厳密に制限される場合もある。

退学とは学校区からの永久除籍であり、180日後に復学の可能性の対象になると定義される。

生徒の正式な法手続きを受ける権利を損なうために、退学処分にはすることはできない。教育長と理事会は、退学処分の対象になった生徒について、それぞれ件別に審査する。

退学処分はそれぞれ聴取調査団に託され、調査団が教育長に勧告する。

教育長は、件別に資料を検討して退学勧告を是認するか決め、理事会にあげる。父母/保護者は、生徒のために代替の学習の場を探す責任があるが、学校区が提供する場合もある。危険な武器/銃器、放火や強姦を理由に退学処分を受けた生徒の代替教育プログラムは、施設または一般生徒とは離れた場でなければならない。

州法により強制退学処分が決められた犯罪行為の場合の退学勧告は、直接教育長と理事会に出される。

聴取や審査が行われている間、生徒は停学扱いとなり宿題を出される。理事は、証言を聞いたり退学処分の判断のため、会議を開くが、会議は生徒(18歳以上)か父母/保護者の希望で、公開あるいは非公開のどちらかが選べる。

武器、放火、性犯罪行為のための退学

改訂版校則により、性犯罪行為か放火を犯したか、危険な武器の所持が発覚した場合、該当生徒は州内の全ての公立学校から追放されなければならない。1999年版の州法には、学校教職員、ボランティアや出入り業者に対し、身体的又は言葉による恐喝をした生徒は、公立学校を退学処分になることが追加された。退学処分は、生徒の永久記録に記されなければならない。

次の事項のうち、最低ひとつが明らかで信憑性がある場合は、学校区は武器所持を理由に生徒を退学処分にする必要はない。

- 武器として使うため、武器を持っていたのではなかった
- 生徒は、それが武器とは知らなかった
- 武器を持っているとは知らなかった
- 学校か警察の許可を得て、武器を所持していた

性犯罪行為や放火を犯した生徒については、例外が認められない。武器、放火、性犯罪行為のため退学処分になった生徒は、警察に通告される。

復学手続き 生徒が退学処分時に5年生以下の場合、父母か法的保護者が退学日より60授業日以降に、理事に復学を請願を出せるが、90授業日以上経過しないと復学できない。

復学手続き すべての退学処分について、また校外停学からの復学が条件的であったり必要な場合は、復学聴取委員会が招集される。

親/保護者は、最終処分通知に指定された条件と時間にしたがって、書面で復学請願を提出しなければならない。

- 長期停学の場合は、聴取役か、不在の場合は該当する学年担当の副教育長に、請願を提出する。
- 退学処分の場合は、教育長室まで請願を提出する。

長期停学処分や退学処分からの復学請願の受理 **10日**以内に、学校区の聴取役が、教育理事会代表者を含む復学委員会を指名する。聴取官役は、委員会結成後 **10** 授業日以内に聴取を予定する。

復学委員会は、請願と裏づけ資料を審議し、無条件復学、条件付復学、復学却下のうちひとつを理事会に勧告する。

勧告は、理由説明を伴わなければならない。条件付きの場合は、次の事柄に基づいて条件を決めなければならない。

1. 復学が、生徒や教職員に被害を生じる危険の程度。
2. 復学が学校区や理事、職員に賠償責任を負わせる危険の程度。
3. 生徒の年齢と成長の度合い
4. 生徒が退学処分に至った行為を起こす以前の学校記録
5. 退学処分の原因となった行為に対する生徒の姿勢
6. 退学後の生徒の態度と更生の見込み
7. 復学条件の受け入れ姿勢など、前に進むに際し期待できる、父母/保護者の協力と支援の度合い

復学委員会は、次の定例会で対処について理事会に進言する。

理事会は、生徒の復学の是非や条件を決めなければならない。

1. 生徒承認
2. 生徒か親/保護者に、書面で条件への同意を求める
 - 態度に関する約束書
 - 怒り制御など、適切なカウンセリングへの参加または修了
 - 定期的な経過観察
 - 条件を守らなかった場合の具体的結果
3. 復学却下

教育長代理は、理事会の判断を父母/保護者に **1** 授業日以内に口頭で伝える。理事会の判断は、最終とする。

理事会の判断は、正式確認書にして父母/保護者と聴取役や学校管理責任者らに送付される。写しは聴取ファイル、生徒の **CA60** と教育理事会ファイルに永久保存される。聴取役は、処分を生徒のデータベースに入力する。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

規制物質/アルコール飲料

アナーバー公立学校区は、健康的で心地よく、実りある環境を、提供しよう励んでいます。生徒による酒類やタバコ、麻薬類の所持と使用は、学習の妨げになり、学校生活のあらゆる支障となり、健康や安全に危害を与えます。学校区は、酒類、タバコ、その他麻薬類が皆無で、規制薬物摂取によって引き起こされる学習環境への障害と健全への危惧を排除した、安全な学校環境を提供することを約束します。

酒類、タバコ、その他の薬物の招く退廃的で妨害的な影響は、学校の敷地内や学校活動中の行為に限られたものではなく、行動と安全の規則に違反した生徒は、場所や日時に関らず処分の対象になります。

健全な態度を推進する学校区のパートナーとして、父母は、子供に酒類やタバコ、麻薬類に関する行動と安全の規則を守らせましょう。

学校区では、規制薬物について、1)防止、2)介入、3)支援の3段階で取り組みます。「規律規約と対処」の「規制薬物/酒類」の項に列記した違反行為の対処には、懲罰が含まれます。対処の度合いについては、右欄に列記したとおりです。

学校区では、対象家族に自己負担の麻薬カウンセリングプログラムを紹介します。

喫煙に関する方針

学校区の所有または管理下にある、いかなる地所、校舎、屋内施設、車両においても、喫煙、噛みタバコ、タバコ用具の使用を一切禁じる。

規制薬物/酒類に関する行動規約違反の対処レベル

A. タバコ類や喫煙具の使用や所持

レベル1~2

B. 酒類、違法薬物、無認可薬物、吸引物、麻薬、麻薬用具あるいは麻薬性のある違法薬物の使用や所持。これには、マリファナ、幻覚剤、覚せい剤、抗鬱剤などの規制薬物や、人間の摂取用ではない偽薬、人間の摂取用と同等の規制薬物(個人に処方され学校区の医薬品規則に従って投薬される薬物以外)、処方箋のいらない店頭販売医薬品も対象となる。

i. 初回の違反 — 10日間の停学だが、4~6時間の麻薬リハビリや指導教室への参加を証明すれば、3日間に短縮される。(リハビリ治療や教室についての情報は、学校区でも提供可。)残りの停学期間7日間は、6週間以内にリハビリ教室や治療などを修了しなかった場合に科される。教室や治療を修了して、学校管理責任者に修了証明を提出すれば、その時点で残りの7日間は免除される。

ii. 2度目の違反 — 10日間の停学だが、4~6時間の薬物リハビリや指導教室への参加を証明すれば、5日間に短縮される。(リハビリ治療や教室についての情報は、学校区でも提供可。)残りの停学期間5日間は、6週間以内にリハビリ教室や治療など修了しなかった場合に科される。教室や治療を修了して、学校管理責任者に修了証明を提出すれば、その時点で残りの7日間は免除される。

iii. 3回目の違反 — 管理責任者により長期停学の勧告が出る。「対処レベル4」にある「長期停学」における生徒の権利と学校区の手続きについての説明を参照。

医薬品

処方薬か否かに関らず、全ての医薬品は、事前に校長かその代理の了解を得る必要がある。学校区での服用を開始する前に、学校事務所に書面が受理されてなければならない。「医薬品」には飲み薬、吸引薬、接種薬、耳鼻咽喉用の点滴薬も含む。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

停学/退学処分に関する法律

州法により、教育理事会は、危険な武器の所持、放火、性犯罪行為を犯した生徒を、永久に退学処分にしなければならない。理事会は、下記にある身体的および言葉による恐喝を働いた生徒を、退学処分にすることがある。担任教師は、「行動規約と対処」にある規則に違反した生徒を、学級から停学処分にすることができる。

もし...6年生以上の生徒が、学校理事会に雇用された者や業者、ボランティアに対し、教室内、学校敷地内、スクールバスなどの車両内、あるいは学校主催の行事(学校内外を問わず)において、身体的恐喝(意図的に力づくや暴力で他人の身体を傷つけるか、傷つけようとする行為)を働いた場合

そのとき... 学校理事会は、法に則り、該当生徒を学校区から永久**退学**に処さねばならない。ただし、法律に表記があるように、**180**日以内に復学の可能性の対象となるが、退学中は、親が適切な教育プログラムを見つけ通わせなければならない。**さらに**、学校区は、退学処分を警察等に通告し、生徒の永久保存用記録に、永久退学処分の事実を記すよう決められている。

もし...6年生以上の生徒が、ほかの生徒に身体的恐喝を働いた場合。

そのとき... 学校理事会は、法に則り、該当生徒を学校区から**停学**か、**180**日以内の**退学**に処さねばならない。法により、退学中は親が適切な教育プログラムを見つけ通わせなければならない。**さらに**、学校区は、退学処分の旨を、ミシガン教育局に通知するよう決められている。

もし...6年生以上の生徒が、学校理事会に雇用された者や業者、ボランティアに対し、校舎等の学校所有地/物や、学校主催の行事において、言葉で脅したり、爆破予告した場合。

そのとき... 学校理事会は、法に則り、該当生徒を学校区から学校理事会が決めた期間、**停学**か**退学**に処さねばならない。法により、退学中は親が適切な教育プログラムを探し通わせなければならない。**さらに**、学校区は、退学処分の旨をミシガン教育局に通知するよう決められている。

もし...生徒の年齢にかかわらず、クラスや学科授業、活動中の態度が、当冊子に記載した停学処分に該当すると、教師が妥当な理由で信じる場合。

そのとき... 法により、教師は、該当生徒をクラスや学科授業または活動から、1授業日以内の停学にすることができる。

特別支援教育の停学処分と退学処分の指針

障害者教育法 (IDEA)により、学校管理責任者は、特別教育の生徒に対し、障害者以外の生徒に対する規律処分と同様に、最長 10 授業日の停学処分にできる。学年度合計がのべ 10 授業日以上にわたる場合、学校区は、停学処分中、補習プログラムを提供しなければならない。

障害起因審査会 (MDR)

規律違反のため障害を持つ生徒の処遇を決定したら、10 授業日以内に、アナーバー公立学校、親、個人的教育プログラム (IEP) チームの関係者は、親から提出された情報を検討し、規律処分の対象になった行為が、次のどの場合に該当するか判断する。

- 障害が直接または本質的原因で生じたか、
- アナーバー学校区の IEP を進める上での落ち度が、直接原因で生じた。
- 上記のどちらかに該当する場合、生徒の障害に起因した行為とみなされ、規律対処は即刻中断され、
- IEP チームは、その生徒の機能的行動診断 (FBA) を行い、

行動介入計画 (BIP) を進めるか、

- BIP が既存する場合は、計画を見直し、行動対策を盛り込んだ計画に修正する。
- 学校区は、即刻、現行の **IEP** を進める上での落ち度を補う段階的な対策を採る。

違反行為が障害に起因したものではない場合、規律対処を進め、チームは、該当生徒の適切無料公立教育 (**FAPE**) をいかに継続するか決める。

規律処分の対象になった行為が、麻薬や危険な武器に関連した場合、または、生徒が自身や他人に危険な存在であると思われる場合は、**IEP** チームが **45** 授業日以内の暫時的代替処遇と指導内容を決める。

停学処分、管理的処遇変更や退学処分を検討する際、もし学校区が生徒に障害があるとする妥当な理由がある場合は、特別教育受給資格のある生徒と同等の権利が与えられる。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

アナーバー公立学校いじめに関する「ポリシー 5800」 - 2012年5月23日制定

アナーバー公立学校教育理事会は、安全で礼儀正しい学校環境が、生徒の学習と高水準の学術達成のために不可欠と認識しています。

学校区では、いじめは、その他の妨害的、暴力的行為と同様に、生徒が学習する上の妨げになるだけでなく、学校が生徒を安全な環境で教育する上でも妨害となる行為とみなします。このポリシーは、生徒を対象にしたいじめの一切を禁止したものです。だれが対象であろうと、動機は何であろうと、例外は認められません。また、いじめの標的にされた者、証人やいじめ行為に関して信憑性のある情報の提供者に向けた、いかなる報復やいいがかりも禁じられています。

定義

いじめ - 文書、言動、身体的行為、電子コミュニケーションなどで、一人以上の生徒を任意的に直接的もしくは間接的に傷つける、あるいは傷つけることになるの知っていながら行う下記の行為:

- 一人以上の生徒に対し、教育的機会や利益やプログラムを、実質的に妨害すること;
- 生徒が、身体的に傷つけられる、精神的なストレスを受けるといった恐怖感をつのらせ、学校区や学校の教育プログラムや諸活動に参加したり、その利益を享受する上で不都合になること;
- 実際あるいは実質的に、生徒の身体的、精神的健康に害を及ぼすこと;
- 実質的に学校の秩序を乱したり妨害したりすること。

通報

以前からまたは現在、いじめや報復の被害にあっていると思う生徒は、ただちに校長か教頭に通報すること。教師やカウンセラーに相談してもよく、報告を受けた教師やカウンセラーは、学校管理責任者に報告する責任がある。

調査

いじめ行為をはじめ当ポリシーの違反と思われる苦情の通報があれば、いずれも直ちに調査される。教育理事会は、いじめ等の苦情に対処する迅速な調査手段を講じ実行する責任を教育長に委託し、当ポリシーの違反行為について通報を受けた校長や教頭は、決められた調査手段に従う。調査の結果、いじめ行為や違反行為が事実と判明した場合は、退学処分も含む迅速かつ適切な懲罰に処する。場合によっては、警察に託することもある。苦情を申し出た者には、調査結果と、適切な場合は懲罰の内容を通知する。

アナーバー公立学校教育理事会は、いじめ被害者、証人やいじめに関して信憑性のある情報の提供者を対象にした、いかなる報復やいいがかりを禁じる。

通報者、あるいは通報者とされる者、苦情申し立てを受理した者、いじめ容疑に関して調査や聴取に関った者に対

する報復も禁止されており、容赦されない。このような報復は、苦情自体の真偽にかかわらず、重大な違反行為とみなされる。報復容疑は、いじめと同様の方法で通報する。

他人を陥れるため、意図的に偽っていじめと告発することも、同様に禁止されており容赦されない。

いじめ行為や報復や偽りの告発が発覚した生徒は、「権利と責任」のハンドブックに記載されたとおり、適切な規律対処を受ける。生徒は、処分に際し法の適正な手続きの権利を有する。父母/保護者は、生徒の処分を理解し関ることが求められる。捜査の過程では、適切かつ法的に認められる範囲で、個人情報を守秘される。時と場合によっては、捜査上、氏名と容疑の公表が必要となる場合もある。

手続き

以前からまたは現在いじめを受けていると思う生徒は、ただちに校長か教頭に通報すること。教師やカウンセラーに相談してもよく、報告を受けた教師やカウンセラーは学校管理責任者に報告する責任がある。

報復を受けていると思う生徒は、直ちに学校管理責任者に届出ること。

校長あるいは教頭は、いじめの通報を受けたら、できるだけ迅速に調査に着手し遂行する。目標としては、苦情を受けて5日以内に調査を完了し、

- ・ 父母/保護者に苦情があったことを通知
 - ・ 関与した生徒と、目撃者がいればその者からも話を聞く
 - ・ 全員に適切な外部機関への委託紹介状を出す
- 生徒の容疑が立証された場合は、直ちに校長もしくは教頭が、懲罰に処する。懲罰は警察委託に及ぶ場合もある。

成人の容疑が立証された場合は、学校管理責任者が中央管理責任者に連絡する。

成人の容疑が立証された場合、学校区は下記を含む懲罰を科す。

- ・ 解雇
- ・ 父母/保護者、訪問者、ボランティア、業者を学校から除外
- ・ 理事の解任要求

調査結果によっては、長期にわたる改善案が定められる。調査結果は、文書で全関係者と小学部、中高学部担当副教育長に提出されなければならない。

記録

教育理事会は、教育長に違反行為の報告書作成手順を決める任を委ねる。立証されたいじめ行為とをれに対する懲罰や委託等の規律対処は、各年度ごとに教育理事会に報告される。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

嫌がらせ行為の禁止

いじめに関する「ポリシー5800」と同様、いやがらせなど妨害的、暴力的行為も、生徒が学習する上の妨げになるだけでなく、学校が生徒を安全な環境で教育する上で妨害となる行為とみなす。

いやがらせとは、性的、人種的、宗教的、一般的な嫌がらせなどの総称とする。

嫌がらせは、下記の条件にあてはまる行為と定義される。

- ・ 一人以上の生徒に向けられた、
- ・ 一人以上の生徒の、教育的機会、利益、その他のプログラムを実質上妨害する、
- ・ 耐え難く、徹底していて、客観的に不快に感じるのが当然で、生徒にとって学校区や公立学校の教育プログラムや諸活動に参加したり利益を享受する上で悪影響を及ぼし、
- ・ 生徒の実際、またはそう受け取られる特徴や、そう受け取られる者とのつきあいに起因している。
特徴の例としては、人種、肌の色、身元、印象、心身や感覚の障害、損傷、その他明らかな特徴がある。

嫌がらせがあった場合は、教職員が即刻適切に対処する。

性的嫌がらせ

相手の意に反する性的興味または性的行為や言動で、(1)生徒の教育的機会、利益の享受、成績、あるいは心身の健全に影響し、(2)生徒の教育的機会、利益の享受、成績、あるいは心身の健全の実質的な妨げになるか、なる恐れがあり、(3)生徒を威嚇するもの。

性的嫌がらせは、相手の意に反する性的興味、性的好意の要求、性的動機の身体的行為、その他の言葉による身体的行為や意思表示で、個人の教育の妨げになったり、校内や学校主催、学校関連行事や活動において、威嚇的で、敵意のある、不快な教育環境や社会環境を作る目的または実質的にそういう影響があるものからなる。

性的嫌がらせには、下記の行為などが含まれる。

- ・ 言葉の上の嫌がらせと虐待
- ・ 陰険な圧力や性的行動
- ・ 不適切に触ったりつまんだりすること
- ・ 意図的に人の体にすれあうこと
- ・ 性的動機で人の意に反してさわること
- ・ わいせつ行為
- ・ 文書や画像での嫌がらせと虐待

人種的威嚇やいやがらせには、侮辱、中傷的言動、身振りなど、人種、民族、国籍に起因した軽蔑、侮辱、脅迫、おどしとなる傾向のある行為が含まれる。

宗教的、一般的ないやがらせには、侮辱、中傷的言動、身振りなど、信条や主義、宗教、その他の個人的特徴に起因した軽蔑、侮辱、脅迫、おどしとなる傾向のある行為が含まれる。

生徒は、他人の意に反して性的に近づいたり、性的行為を求めたり、性、人種、肌の色、出身国、宗教、体重、婚姻関係、性別、社会的性差や表現、障害に起因した言葉の上や身体的な行為(例えば性的、人種に関するコメント、威嚇、侮辱、相手の意に反する性的接触など)をしてはいけない。

生徒は、嫌がらせを受けたら可能な限りの証拠をもって、学校管理責任者に通報すること。校長が証拠を調べ、疑いがあると判断した場合は、嫌がらせの容疑者に直接話をする。立証された場合、学校管理責任者は下記の対処を行う。

- ・ 違反者に、苦情を届け出た者に対する適切な態度を約束した契約書に署名させる。
- ・ (心理カウンセラーなど)外的機関に紹介する。
- ・ 停学/退学処分の手続きにとりかかる。

規律対処は、行為の度合いと生徒の発達レベルに相応したものとす。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

法の適正手続き

生徒は、差別、侮辱、軽蔑、不快行為、はずかしめなどを受けることなく、学校活動に参加する権利を持っている。

生徒の行為に対し停学または退学処分が検討される規律対処の過程では、法の適正手続きの権利が適用される。生徒は、いつも基本的に公正に扱われ、違反嫌疑の全容を知らされ、答弁する機会を与えられる権利を有する。生徒に懲罰を科するに際し、アナバー公立学校は、連邦法と州法の定めと、憲法で約束された法の適正手続きに従う。この冊子に表記された手続きが、法の求める域にはなくても、この冊子に定めた規律処分を科する妨げとなることはない。生徒の不適切な行為やその因果関係が、立証されたか否かは、明確に記録されなければならない。

非公式の聴取 長期停学や退学処分に至る件を除くほとんどの規律問題は、学校単位で生徒と教師または学校管理責任者間の非公式の聴取により解決する。聴取では、生徒は嫌疑と証拠や因果関係を聞かされ、自分の言い分を話す。解決には様々な策が使われる。父母/保護者は、非公式の聴取から1授業日以内に、嫌疑内容と因果関係に併せ聴取の結果を知らされる。

公式聴取 長期停学や退学処分に至る件は、法の適正手続きの一部として公式聴取が行われる。中正の立場の3名からなる管理責任者団が聴取会で審議し、長期停学や退学処分とする裏づけ証拠があるか判断する。

公式聴取手続き

教育長代理は、学校管理責任者の報告、証言調書、その他の関連資料や物品を検討した後、規律対処から10授業日以内に聴取会を開く。教育長代理室は公式聴取団を指名し、聴取に必要な資料を準備する。父母/保護者は通知、日付の入った規律処分書、違反内容、規律処分手続き過程の写し、その他の関連資料を、公式聴取開催2日前までに受け取る。

生徒は下記の法の適正手続きを与えられる。

- ・ 違反行為の通知書
- ・ 聴取(日時と場所)と事後手続きの通知
- ・ 公正聴取
- ・ 聴取の2日前までに父母/保護者に届ける資料を通して、違反に関する証拠と資料を見ること
- ・ 自分側の証拠と証人を呈する機会
- ・ 弁護士の同席が許されること

聴取は録音される。生徒、父母/保護者、弁護側証人、3聴取員、学校管理責任者/代理を含む参加者は、聴取会出席簿に記入し、聴取資料を受け取る。

聴取の審議事項、予定

- ・ 教育長代理は、議長として自己紹介した後、出席者を紹介し聴取会での各役割を与える。
- ・ 学校管理責任者は、聴取会召集の理由、生徒についての情報、違反内容と対処案を話す。
- ・ 学校管理責任者は、証人や記述等、告発を裏付ける証拠を呈示する。
- ・ 生徒か弁護人またはその両人は、抗弁し証人や記述等を呈示する。
- ・ 学校側と生徒側、双方が結論を述べる。
- ・ 議長は、判断過程について説明する。議長は、翌授業日まで、生徒、父母/保護者、学校管理責任者に口頭および書面で、聴取団が停学処分を支持、修正、棄却するか判断を通知する。通知書は、5~10授業日以内に追隨すること。
- ・ 議長は、全ての質疑と答弁の終了後、抗議方法を説明して閉会する。。
- ・ 3人の聴取員は、証拠と議事内容を論議し、次のような判断を下す。
 - ・ 告発の撤回
 - ・ 懲罰の軽減
 - ・ 学校管理責任者による対処案や規律処分の変更/修正
 - ・ 学校管理責任者の対処案や規律処分を支持
 - ・ 対処案や規律処分の増加

抗議手続き

A. 1~10 授業日間の停学

学校管理責任者か適切な管理責任者宛てに抗議申請できるが、同責任者の判断を最終とする。

B. 10 授業日間を超過する停学

公式聴取会により(10日間を越す)長期停学を科された場合の抗議は、懲罰が科されてから3授業日以内に副教育長まで抗議申請を出す。

抗議申請には以下のような理由が含まれる:

- ・ 懲罰が厳しすぎる
- ・ 新たな証拠が見つかった
- ・ 法の適正手続きを怠った
- ・ 結果が手続き/ポリシーに反する

規律処分が下って10授業日以内に、3名で構成された抗議審査団が審議を行う。小学部もしくは中学部担当の副教育長を議長に、学校管理責任者2名と構成する。副教育長は、規律処分から10授業日以内に3名の抗議審査会を招集する。抗議審査団は処分を審議し、懲罰の是認、修正、撤回を決める。翌授業日まで、副教育長は、父母/保護者に、口頭および書面で、審査団の判断を通知する。

抗議審査団の判断を最終とする。抗議審査の間、停学処分は継続される。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

アナーバー公立学校とアナーバー警察は、協力して生徒と職員の安全を約束します。

アナーバー公立学校は、ジョン・セト警察署長をはじめアナーバー警察署と密な協力体制にあります。協力して学校の安全を守り、緊急時の対応、教育、犯罪防止において学校区と警察は信頼できるパートナー関係にあります。

緊急事態には誰が体制を整えるのか。

通常通り、学校管理責任者が緊急時の対応を主導します。他の緊急時と同様、学校区の慣習に従ってまず警察に911通報し、警察は通常の方法で対応します。学校管理責任者は、必要に応じ、アナーバー警察と更なる支援を整えます。警察は通常通り任務に当たりますが、違うのは、アナーバー公立学校専任の警官は、存在しないことです。

各学校での防犯指導と早期安全指導は、だれが担当か。

防犯指導は、引き続き各学校で取り組まれます。学校管理責任者と警察署長か代理が設定し、ピッツフィールド・タウンシップ・パブリック・セーフティと共催で、学校で開催されます。

生徒問題の増長を防ぐための早期介入は、誰が担当か。

生徒に関する事なので、学校区のカウンセラー、ソーシャルワーカー、児童心理専門家が、早期介入の担当です。

アナーバー学校区と少年裁判所の間の連絡や、養育権争いは、誰が担当か。

少年裁判所とアナーバー学校区の連絡係を努めるのは、出席調査官で、警察と連携して養育権争いを扱うのは学校管理責任者です。

職員や生徒の個人保護関係、精神健康上の問題、学校で生じた犯罪申し立てに関する担当は誰か。

学校管理責任者が地元警察と連携して、個人保護や犯罪申し立てなどを扱います。警察は本来の警察業務担当し、違うのは、アナーバー公立学校専任の警官は存在しないということです。

学校区の被雇用者、親や生徒から虐待の告発があったら、誰が調査するか。

子供虐待や養育拒否の疑いは、いずれも児童福祉サービスに報告されます。

生徒が電子機器などを紛失した場合はどうするか。

学校で紛失した場合、生徒は事務所の忘れ物預かり所を見定めること。全ての電子機器(携帯電話、iPodなど)に自動追跡アプリを入れておくことを勧めます。このアプリがあると、見つかることが多いです。盗難を疑う場合は、親がアナーバー警察に盗難届けを出すことを勧めます。アナーバー公立学校は、紛失や盗難の責任は負いません。

ロッカー検査の方法

学校のロッカーと収納品の検査

生徒は、プライバシーの保護と、不当な捜査や押収を受けない権利があります。しかしながら、個人の権利と、学校が生徒の健全と福祉を守る責任との間には、バランスが保たれなければなりません。ロッカーは、あくまで学校の所有物です。規約 4S I. 380.1306 項に従い、生徒と職員の保安のため、生徒のロッカーと収納品は、学校管理責任者が事前の承諾なしに検査することがあります。ロッカー検査の際は、ぜひ生徒が立ち会うことを勧めます。校長または代理は、緊急の場合を除き、ロッカー検査にもう一人おとなを立ち合わせることが勧められます。義務ではありませんが、校長または代理は、ロッカー検査の際、警察か K-9 保安部の支援を要請する場合があります。校長または代理は、違法品や校則違反品でないロッカー収納物について、プライバシーを尊重します。

バックパックと所持品検査

生徒が理事会の責任下にある間、違法あるいは校則違反とする正当な疑いがある場合、随時、バックパックや車内など、生徒と所持品の検査が実施される。

正当な疑いとは、その疑いが立証されれば犯罪行為か校則違反であることが間違いなく、客観的な事実に基づいた確かな疑いで、単なる直感や疑い以上を指す。置き去りにされたバックパックや所持品も、検査の対象となる。

バックパックと所持品検査（続き）

学校の秩序と規律を保ち、皆の健全のために、検査が行われる場合もある。生徒の承諾があろうとなかろうと検査は実施される。学校管理責任者者と警察による、学校の敷地内、バスや学校行事における生徒の検査は、下記の両条件を満たす場合正当とされる。

- ・ 調査の発端として正当な検査 — 調査の発端となる検査は、正当とされなければならない。つまり、検査により、犯罪または校則違反の証拠が見つかるという妥当な疑いが存在しなければならない。

- ・ 妥当な意図 — 検査は、当初の疑いを正当化する状況の範囲内でなければならない。言い換えれば、検査が正当に目的に見合っており、違反の性質上や生徒の年齢や性別を考えても過剰に足を踏み込んだものではない場合適切とされる。

学校管理責任者が、生徒が違法品や認可されていない物を所持しているという妥当な疑いを持つ場合は、何時でも、生徒や所持品（ハンドバック、手提げ、バックパック、スポーツバッグなど）の検査が行われる。違法品や禁制品は、該当する取り締まり官に差し出し、廃棄処分となる。学校には没収品を返却する義務はない。検査に際し、違法品や校則違反ではない物については、生徒のプライバシーが尊重される。

警察の聴取と尋問

アナーバー警察は、学校敷地内での事件に関し、生徒を聴取または尋問する必要がある場合、命や物品にただちに危害の恐れがない場合は、まず学校管理責任者か代理に連絡する。

聴取 違反を犯した疑いのある者からではなく、証人や被害者から話を聞くこと。

尋問 違反を犯した疑いのある者に、逮捕前や逮捕後に質問すること。

聴取と尋問はすべて、法や憲法の保護、その他この冊子の指針に沿って行われる。聴取が尋問に替わった場合、取調官が変更の事実とそれが意味することを生徒に知らせる。取調官は、学校区職員の立会いが必要になることを学校管理責任者に知らせる。

生徒が、犯罪捜査に役立つと思われる情報をもたらすという明白な目的のために警察に連絡する際、下記の指針に従う。

- ・ 警察官は、生徒が犯罪行為について知っているかどうか判断するための質問をする。
- ・ 聴取中に生徒が話すことや更なる情報を提供することを拒む態度を示したら、直ちに聴取を打ち切る。
- ・ 聴取が尋問に替わった場合、取調官が変更の事実とそれが意味することを生徒に知らせる。取調官は、学校区職員の立会いが必要になることを学校管理責任者者に知らせる。

警察が聴取のため生徒に連絡をとる場合（アナーバー学校区の依頼による場合も含む）、次の指針に従う。

- ・ アナーバー警察は聴取前に、生徒に、聴取を受けずに通常の学校活動に戻る法的権利があることを伝える。
- ・ 生徒が警察による聴取を受ける際、アナーバー学校区の教職員は立ち会うことができる。
- ・ アナーバー警察と学校区から生徒の聴取に参加する者は、全員名前と役職を告げ、出席目的を述べる。

- ・ 生徒が弁護人や親の立会いを希望する場合、アナーバー公立学校は聴取までに親/保護者に通知するよう最善を尽くす。
- ・ 生徒が希望すれば、学校区が生徒に代わって生徒指定の弁護人に直接連絡すること可能なことを、生徒に助言する。学校区は、この件に関するすべての電話連絡の日時、連絡応答者の氏名、電話番号を文書に記録する。
- ・ 児童保護局（CPS）と連携で聴取が行われる場合は、親/保護者への通知について保護局が判断する。
- ・ 児童保護局 — もし学校職員が親/保護者に連絡をとると、児童保護局は業務妨害とみなす。
- ・ アナーバー警察は、いつでも聴取を終了できることを生徒に伝えなければならない。聴取中に生徒が話すことやもう情報を提供することを拒む態度を示したら、直ちに聴取を打ち切る。
- ・ 生徒が進行状況の理解を妨げるような障害を持っているのが明らかと思われる場合や、英語の理解が困難な場合、聴取続行を決める前に、アナーバー警察は、学校区、弁護人、生徒の親/保護者と、障害等を補う処置や通訳などを手配する。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

定義

Abusive/Profane Language/ ののしり、下品で不快な言葉でしゃべること

Academic Dishonesty/Plagiarism. 不正直な学習態度/盗作

他人の記述や口頭表現を横取りし、原作者を伏せ自作と偽ることやカンニング

Administrative Appeal Panel 抗議審査団

小学部または中高校部担当副教育長が議長になり召集する、議長と2学校管理責任者からなる審査団。

Alcohol and Drug Use 酒類と薬物使用

学校区の敷地内や活動中に、生徒が酒類や規制薬物を使用、所持、それらの影響下にあるか、販売や配布に関すること。

Arson/Attempted Arson/Burning

放火/放火未遂/ぼや

A. 放火 学校区の所有、借用、貸し出し物や生徒や職員の所有物を、意図的に壊滅的に焼損すること。

B. 放火未遂 意図的に火事を起こそうとし火事にならなかった場合。例、火のついたマッチをゴミ箱に投げ入れて、着火しなかった場合。

C. ぼや 火をつけたり、結果的に火がつく行為、または、他人を幫助、そそのかし、言いくわめて火をつけさせたりすること。

Assault 恐喝

A. 身体的攻撃 押す、つく、襲う、悪ふざけ、物をなげつけるなど、威圧を意図とした暴力的行為

B. けんか 身体的危害を与えることを目的に二人以上の生徒が身体的接触に関すること。相手に対し、攻撃的、対抗的、危険なやりかたで、蹴る、殴る、首を絞める、たたく、つく、引っかく、つばを書ける、かむ、行く手を拒む、物を投げつけること等を含む。

C. 言葉による恐喝や脅迫 学校や学校関連行事、学校関係の車両内で、ほかの生徒や学校職員、ボランティア、学校区への出入り業者などに、言動により恐喝を働いた生徒。直接話しかけるだけでなく、電子メールや文書などでの恐喝も含む。

D. 学校職員に対する身体的恐喝 力や暴力で意図的に他人を身体的に傷つけるか、傷つけようとする。6年生以上の生徒が、学校職員、ボランティア、学校区への出入り業者などに、学校の敷地内、スクールバス等学校関係の車両内、学校主催の活動や行事で、身体的恐喝を働いた場合は、180日以上永久退学処分とする。

E. 生徒に対する身体的恐喝 力や暴力で意図的に他人を身体的に傷つけるか傷つけようとする。州法(MCL380.1310,380.1311a)に定義され、州法規で判断される通り、けんかも程度により恐喝とみなされる場合がある。6年生以上の生徒が、ほかの生徒に、学校の敷地内、スクールバス等学校関係の車両内、学校主催の活動や行事で、身体的恐喝を働いた場合は、状況次第で、180日以内の停学もしくは退学処分とする。

Behaviors Considered Inappropriate 不適切とみなされる行為

A. 下品/みだらな言葉と態度

生徒は何人に対しても、言動、文書や電子的手段、写真や画像などを使って、下品、軽蔑的、みだらな態度をとってはいけない。

B. あからさまな無視/意図的な不服従

言動などによって、教職員の指示や指導に従うことを拒否すること。

C. 表示/画像ロッカーなどの場所に、下品、みだら、性差別的、人種差別的な装飾などを表示することで、教育環境を妨害し指導や学習のさまたげとなる。

Bomb Threat 爆破予告

校舎や学校所有物、学校関連行事に対し、爆破予告やそれに類する脅迫をすること。

Bullying いじめ 生徒の実際のあるいはそう受け取られる特徴、例えば、人種、肌の色、宗教、祖先、出身国、性別、社会的性差や表現、心身視聴覚の障害や損傷、その他のあきらかな特徴に起因しているか、起因していると受け取られる態度、文書、言動、画像、身体的行為、(電子手段による行為もふくむー例えばインターネット、携帯電話、タブレット、無線携帯装置など)。学校の敷地内外でのあらゆる学校主催の行事や、学校関係の車両内でのそのような行為は、嫌がらせまたはいじめとみなされる。当冊子のいじめに関するポリシーを参照。

Burglary 住居侵入 開いてない学校所有地/建物に、認可無く犯罪を目的に進入すること。

Computing Environment IT 環境

コンピューター、コンピューターソフト、テレビ、ネットワークなどの集合体で、学校区内の情報処理や情報交換を支え、学校区外の指定電子情報源へのアクセスを供給する。

Controlled Substance 規制薬物 学校敷地内や学校主催の行事における、違法または違反薬品、吸引物、麻薬や睡眠薬でマリファナ、ヘロイン、コカイン、LSD、ブルビツール酸系催眠鎮静剤、アンフェタミン(覚醒剤)、動物用薬品、麻薬用具などを含む。

Deliberate Misuse of Property 物品の意図的な誤用 他人や学校の所有物を、許可なく意図的に破損を及ぼすような使い方をすること。

Disruptive Conduct 妨害行為 通常、普通の学校活動を妨げる不適切な行為

Drugs 麻薬 酒類、規制薬物など気分を変える薬物で、当事者生徒に処方された医薬品ではないもの。

Due process 法の適正手続き

個人の権利を擁護する保護手段

Emergency Removal 緊急退学処分 生徒が自身や他人や所有物に対し危害を加えるか、継続的に教育の妨げとなる恐れがある場合、非公式の聴取なしに退学処分をすること。

Ethnic/Racial Harrassment

民族/人種的いやがらせ

人の肌の色、出生や人種に起因した悪意のある嫌がらせ行為

Expulsion 退学処分 学校区からの永久除籍で、180授業日以降に復学の可能性の対象になる。

Extortion 無理強い 人の意思に反して強要する行為で、例えばゆすりや強奪など。

False Fire Alarm 火災報知機の誤用 火事発生の事実はないと思われるのに、火災報知機を作動したり火災を報知すること。

Firecracker or Explosive 爆竹または爆発物

火薬の入った紙筒や球。劇的な爆破姓を持つ弾薬やニトログリセリンや揮発性ガス等の化合物や混合物などが詰められている。

Forgery 偽造文書 書類に他人の署名をすること、文書の改ざんや捏造。

Formal Hearing 正式聴取

すべての退学や長期停学処分に必要な手続き。停学発令後10日以内に召集される。

Gambling 賭け事 金銭や物品を賭けてゲームに参加する違法行為

Gang ギャング 同じ目的で仲間を組織し、それとわかる(固いまたはおおまかな団結の)集団で、主張する縄張りまたは地元で知られる縄張りがある。組員は、単独あるいは集団で反社会的行動や違法行為を働き、しばしば恐怖や威嚇的な雰囲気を作る。

Gang-Identifying Terms ギャングの見分け ギャングの組員と判別する物品

Hazing しごき 単独または集団で相手の意に反し、意図的、あからさまに、または無謀な行為で、身体に危害を与えること知らずながらまたはわかっていたはずなのに、ある組織への誓約、入会、同盟、参加、結会、会員継続を強要する目的となされる。

Hearing Package 聴取会資料

聴取議事、親/保護者への連絡内容、学校調査報告、添付資料、証言記述(生徒の名前は伏せた)、警察報告書、出席記録、規律処分歴、権利と責任の抜粋、関連法律の写しを含む、事件に関する書類

Instigation and Provocation 煽動と挑発

他人に問題行為をけしかける、あからさまな言動や記述や直接接触

Inappropriate Dress 不適切な服装

勉強の邪魔や、積極的な授業学習の場の維持に妨げとなったり、健全さや常識の範囲をはずれた服装や身づくろい。

In-School Suspension 校内停学

暫時的に通常授業に参加する権利を否定し、態度改善のための特別教室(校内)に出席させる処分。

権利と責任 - 児童生徒、教職員、父母、保護者のために

定義（続き）

Insubordination 不服従 教職員の正当な指示に従わないか、守らないか、実行しないこと

Interference with School Personnel 教職員への妨害 意識的、意図的に教職員の業務を損なったり妨害したりすること。

Intimidation 脅迫

恐怖、傷害、破損を負わせたり、相手に自分の判断や校則に従って行動させなくしたりする意図の、言動または身体的な脅威。

Loitering さぼり/ぶらつき 許可なく、または教職員の監督なしに、学校や周辺にうろつくこと

Long Term Suspension 長期停学処分
10 授業日以上学校区から除籍すること

Make-Up Work 補習課題 短期停学中の授業課題で、停学中の生徒は完成させ教師に提出しなければならない。

Major Vandalism 著しい破壊/蛮行 修理や取替えに 100ドル以上かかる破損や、学校活動への実質的な妨害。例えば学校の記録の損傷など。

Manifestation Determination Review (MDR) 障害起因審査 特別教育を受けている生徒について、校則違反行為が障害によるものかどうかを判断する審査

Off Limits 立ち入り禁止 生徒が入ることを制限された校舎や学校敷地内の区域

One-Day Suspension 1日停学 一授業日、生徒を授業などの活動に参加させない処分。生徒には補習を許される。

Persistence Disobedience 執拗な不服従 ある期間繰り返すことで妨害の効果を持つ、意図的な行為

Physical Agression 身体的攻撃 他人を押す、ふざける、つく、襲う、物を投げつけるなどの攻撃的行為、暴力で屈服させること。

Possession of Stolen Property 盗品の所持 盗まれた物と知りながら、自分のものにするこことや、他人の所有物を許可なく所有すること。

Privacy Rights プライバシー保護の権利

学校内や学校主催の活動中、本人の知らないうちにまたは合意無しに、他人の写真やビデオ撮影、録音をしてはいけない。ただし、スポーツへの出場や演劇への出演など、公共の場での活動は除く。生徒は書面による合意無しに、電子メールやインターネットなどの電子通信に、他人の画像を載せてはいけない。ロッカールームや手洗いで、携帯電話やタブレット端末などの使用は、厳しく禁止されている。

Reckless Vehicle Use 無謀な運転

学校敷地内や周辺で、自動車や自転車に、教育目的を妨害したり健康、安全や所有物に危害を与えるような無謀な乗り方をするこ

Reinstatement 復学

校外停学や退学処分のと、学校に戻れるかもしれない特定手続き

Robbery 強盗

暴力や威嚇で人から物を奪うこと

Sexual Harassment 性的いやがらせ

「嫌がらせ」を参照

Sexual Misconduct 性的いたずら:

A. 合意の上の性的いたずら
他人の性器や股、内腿、尻、胸やそれらを包む衣服部を意図的に触るなど、双方が合意の上での性的接触

B. 不合意の性的いたずら
他人の性器や股、内腿、尻、胸やそれらを衣服の上から意図的に触るなど、相手の意に反した迷惑な性的接触

Short Term Suspension 短期停学

1~10 授業日間、学校から除籍すること

Suspension 停学

学校の管理責任者が、生徒を特定期間学校から除籍すること。

Technology Use ITの取り扱い

生徒は、個人的な用事や商品の広告、政治活動や、インターネット上で金銭の絡む契約などのために、学校区の IT 機器や情報源を操作することを禁じられている。また、一時的もしくは永久に使用不可能にするような方法で、コンピューターや通信機器をいじってはいけない。

A. インターネットと電子メールの不正/無認可使用

生徒は、妨害的、卑猥な、ポルノ画像の、下品な、低俗な、いやがらせな、脅威的な、または違法な内容にアクセスしたり送受してはいけない。明らかにまたは暗示的に人を傷つけたり、物を壊したりするというおどしのメッセージを送信してはいけない。生徒は、コンピューター、周辺機器や情報源を壊す疑いのあるコンピューターファイルやプログラムを、そうと知らずに送受してはならない。たとえばコンピューターウィルスに感染したプログラムなど。生徒はインターネットで個人情報を流してはならない。生徒は、チャットやインスタントメッセージなど、インターネット上の電子コミュニケーションに参加してはいけない。電子メールは、教職員と特定の授業課題のためのみ使用できる。生徒は、学校区のコンピューターや情報機器を使って、インターネットの無料電子メール口座にアクセスしたり、ハッキングをはじめ違法行為に関ったりしてはいけない。

B. ソフトウェアの不当または違法使用 発行元の許可なく、ソフトウェアをコピーしてはいけない。学校区のコンピューターで使用するために、著作権のあるソフトウェアを違法にインストールしてはいけない。生徒は学校区の IT 機器を使って、自分が所有権を持たないソフトウェアや印刷物などの資料等の違法コピーを入手してはいけない。

C. パスワードの誤用 生徒は他人のパスワードを入手しようと試みたり、他人のパスワードを使ってはならない。生徒は自分のパスワードを

守秘し、公表したり話し合ってはならない。

D. ファイルへの不正アクセス

コンピューターファイルは、個人的所有物とみなされる。生徒はハッキングしたり、自分のものではないプログラムやファイルを変更してはならない。生徒は他人の口座やデータファイル、パスワードに、許可なくアクセスしてはならない。

Theft 窃盗 学校区や他人の所有物を、持ち主の所有権を取り上げる意図で盗んだり、違法的に取るこ

Threat of Violence 暴力による脅し

他人に危害を与えるような脅し行為や言葉

Tobacco and/or Smoking Paraphernalia Possession/use タバコ/喫煙用具の所持/使用

学校の敷地内や周辺、または学校活動でのタバコ/あらゆる喫煙用具の所持または使用。

Trespassing 不法侵入 許可なく学校の敷地や施設に立ち入ること。停学や退学中に校舎に入ることも含む。

Truancy 無断欠席 正当な理由なく、または無届で、7回/日以上、学校、授業ほかの活動に、繰り返し限度を超えて遅刻か欠席すること。

Vandalism 破壊行為 学校や学校職員や他人の物を、意図的に破壊、損傷したり、外観を損ねること。

Weapons 武器:

A. 危険な武器 危険な武器とは、拳銃(スターターガンを含む)などあらゆる起爆性や破壊力のある装置、あらゆる爆発物、発火物、毒ガス爆弾、手投げ弾や催涙弾、4オンス以上の発射推進剤が充填されたロケット、0.25オンス以上の起爆/発火力を充填したミサイル、地雷類、刀剣、短剣、短刀、錐刀、7.5cm以上の刃付ナイフ、開閉式小刀、鉄棒、金属製の拳当て等、合衆国犯罪法 18 USC921 で禁じられた全ての武器類。また、痛みや苦痛を生じるあらゆる電気装置も同様に武器とみなされる。危険な武器の所持は永久退学に処する事が、州法で定められている。

B. その他の武器 傷害、身体的苦痛や危害を及ぼせる目的の器具や物品とそれらの複製、模作、偽造品を含む。「その他の武器」には、そのもの自体が上記に定義された武器とはみなされない物でも、生徒が他人を傷つけたり危害を及ぼせる目的で所持あるいは使用するものも含む。化学物質や有毒物質、例えばメースや防犯スプレー等も含まれる。